

様式第9号(第17条関係)

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
貨物自動車運送事業				()			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	週 時間 日 時間	別添協定書記載のとおり		年 月 日から 年 月 日まで
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	同上	同上	同上	1週 時間 1日 時間	同上		同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は別添協定書記載のとおり)		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	毎週1日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		年 月 日から 年 月 日まで

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

年 月 日

使用者 職名
氏名

印

労働基準監督署長殿

時間外労働および休日労働に関する協定書

株式会社代表取締役 (以下「甲」という。) と株式会社 労働者代表は、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1 週 40 時間、1 日 8 時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ 1 日 8 時間、1 週 40 時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週 1 日又は 4 週 4 日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第 2 条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満 18 歳以上の者)	延長することができる時間				期間
				1 日	1 日を超える一定の期間 (起算日)			
					2 週 (4月1日)	1 箇月 (4月1日)	1 年 (4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者					年 月 日から 年 月 日まで	
		荷役作業員						
		自動車整備士						
	毎月の精算事務のため	経理事務員						
② 1 年単位の 変形労働時間制による 労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者					年 月 日から 年 月 日まで	
		荷役作業員						
		自動車整備士						
	毎月の精算事務のため	経理事務員						

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示。以下「改善基準」という。）に定める 1 箇月についての拘束時間並びに 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第 3 条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業および終業の時刻	期間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者		<ul style="list-style-type: none"> ・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。 	年 月 日から 年 月 日まで
	荷役作業員		<ul style="list-style-type: none"> ・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時 	
	自動車整備士			
毎月の精算事務のため	経理事務員			

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

株式会社 労働者代表 印
株式会社 代表取締役 印

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定

運送(株)と 運送 営業所従業員代表とは1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

- 第1条** 年4月1日から 年3月31日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2条** 前条の期間中における各日の所定労働時間は8時間、始業の時刻は午前8時、終業の時刻は午後5時とする。なお、休憩時間は、正午から午後1時までとする。
- 第3条** 第1条の期間中における休日は、国民の祝日（祝日が日曜日と重複するときは翌日）、5月4日、毎日曜日、会社の指定する日、年末年始休暇および夏季休暇とし、1週間の所定労働時間が1年を平均して40時間以下となるように別紙年間休日カレンダーで定める。
- なお、従業員が休日として指定された日に出勤を命じられた場合には、当該出勤を命じられた日から起算して4週間以内の日であって、会社があらかじめ指定した日を休日とする。
- 第4条** 第2条の所定労働時間を超えて労働させた場合は、就業規則第 条に基づき時間外手当を支払う。
- 第5条** 変形期間の途中で入社する者や退職する者に対して、1年単位の変形労働時間制を適用する場合には、その実勤務期間を平均し、週40時間を超えて勤務した時間に対し、時間外手当を支払う。
- 第6条** 本協定の変形労働時間制については、就業規則第 条および第 条の規定で適用が除外されている従業員以外の全社員に適用する。
- 第7条** 妊産婦の従業員が請求した場合、本協定の変形労働時間制については、その従業員には適用しない。
- 第8条** 幼児を養育する従業員、家族介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員が請求した場合、本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。
- 第9条** 本協定の有効期間は、 年4月1日から 年3月31日までとする。

年 月 日

代表取締役社長 印
営業所 従業員代表 印